

長崎市健康づくりセンター
指定管理者業務仕様書

長崎市 南総合事務所 地域福祉課

令和6年8月

目 次

	ページ
1 目的	1
2 施設の概要	1～4
3 管理に関する基本的な考え方及び姿勢	4～5
4 指定期間等	5
5 法令等の遵守	5
6 従業員の配置等	5～6
7 指定管理者が行う業務の範囲	6～9
8 施設の修繕	9～10
9 業務報告	10
10 モニタリング	10
11 経費等	10～11
12 指定管理者の賠償責任	11
13 施設の目的外使用許可	11
14 業務実施上の注意事項	11
15 協議	12
別紙 保守点検等業務仕様書	13～51

長崎市健康づくりセンター指定管理者業務仕様書

長崎市健康づくりセンター（以下「健康づくりセンター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書によります。

1 目的

本仕様書は、健康づくりセンターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とします。

2 施設の概要

- (1) 名称 長崎市健康づくりセンター
- (2) 所在地 長崎市布巻町 67 番地 1
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造 3 階建（建築基準法では、地上 2 階、地下 1 階）
- (4) 設置年月日 平成 14 年 4 月 1 日
- (5) 設置根拠 長崎市健康づくりセンター条例
- (6) 設置経過 地域住民の福祉・保健・交流の拠点として設置
- (7) 主な施設内容

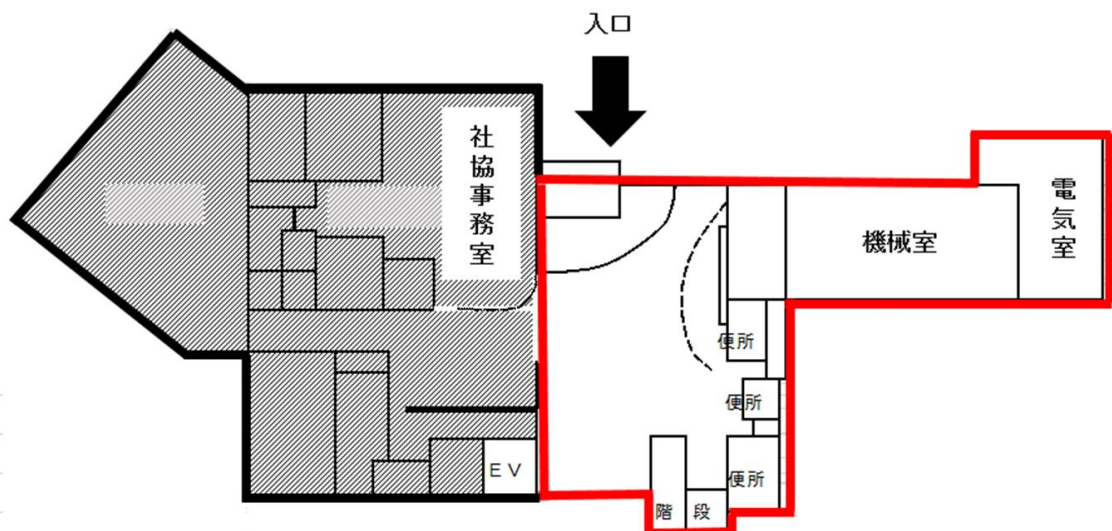
区分	延床面積	主な施設等
1 階	962.99 m ²	事務室等（長崎市社会福祉協議会へ貸与）
2 階	1,587.74 m ²	老人デイサービスセンター等（長崎市社会福祉協議会へ貸与） 浴場（サウナ、水浴、リラクゼーションスペースを含む）、健康増進室、多目的室、待合室、事務室
3 階	991.30 m ²	研修室、調理実習室 事務室、集団健診室、母子相談室、ふれあいルーム（遊戯室）、 診察室、相談室
計	3,542.03 m ²	

(8) 施設概要 (位置図)

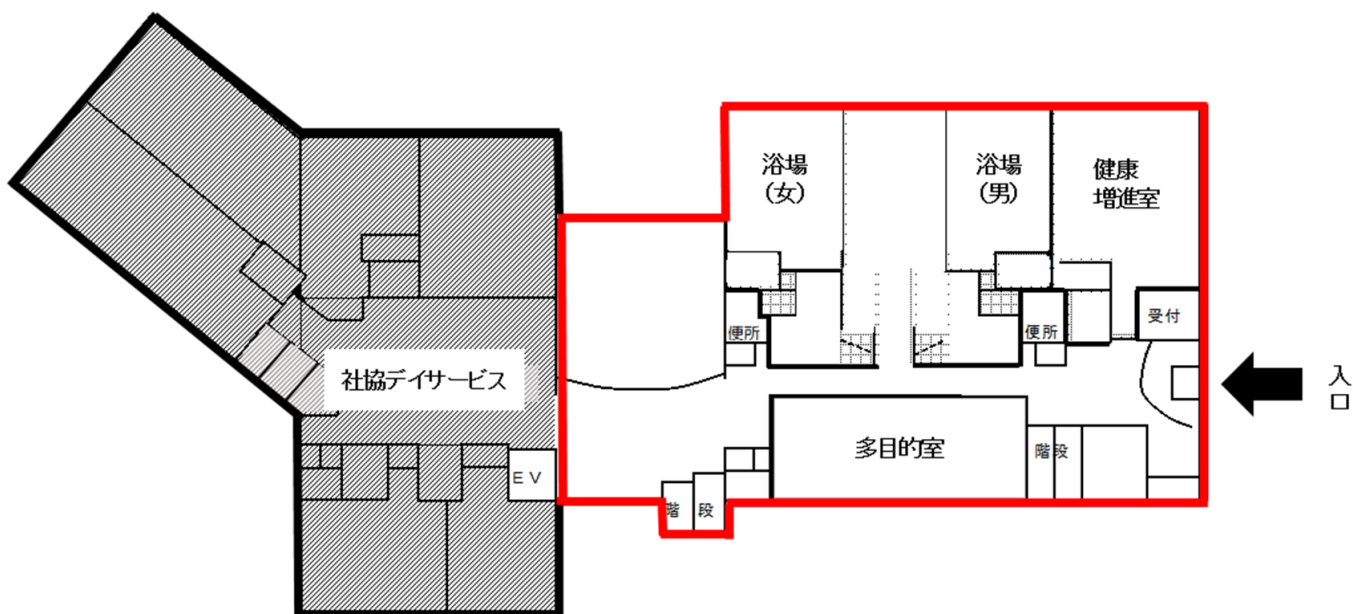


(9) 施設概要 (配置図)

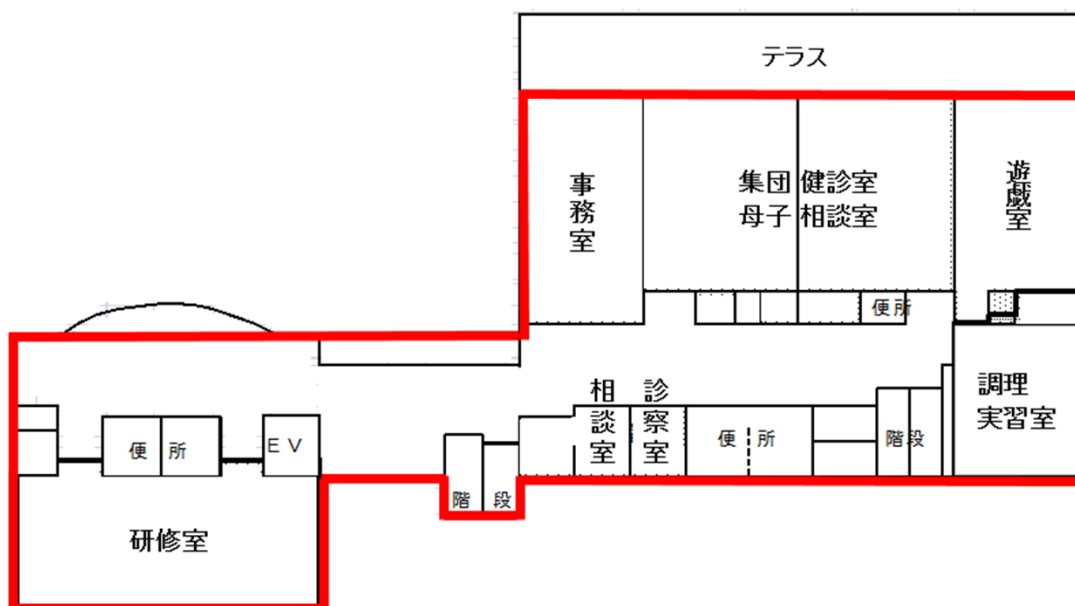
1階



2階



3階



(10) 開館時間及び休館日（長崎市健康づくりセンター条例施行規則第4条及び第5条）

開館時間及び休館日は、次の表のとおりです。

※ 令和2年度から6年度までの指定管理者が定めた開館時間及び休館日は、基準と相違する部分があり、それについては別添の 資料3「開館時間」「休館日」 に掲載しています。

【開館時間】

施設名	基準
浴場	午前 10 時から午後 9 時までの時間帯を基本とし、1 日 11 時間以上
健康増進室	
多目的室	午前 9 時から午後 9 時までの時間帯を基本とし、1 日 12 時間以上
研修室	
調理実習室	午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの時間帯を基本とし、1 日 8 時間以上

【休館日】

施設名	基準
施設全体	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
浴場	毎週火曜日
健康増進室	
多目的室	
研修室	
調理実習室	毎週土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(11) その他

施設及び事業の概要については、健康づくりセンターホームページを参照してください。

<http://www.oriental-b.co.jp/index.htm>

3 管理に関する基本的な考え方及び姿勢

健康づくりセンターの管理に関する基本的な考え方及び姿勢は次のとおりです。

- (1) 健康づくりセンターが、市民の福祉・保健・交流を図るために設置された施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行ってください。
- (2) 利用者の安全確保に留意するとともに、施設の保守、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本としてください。
- (3) サービスが低下することがないように努めるとともに、さらなるサービス向上を図ってください。
- (4) 当施設の浴場は公衆浴場法の適用を受けており、衛生面では細心の注意を払い事故がないように管理してください。
- (5) 利用者の意見を管理運営に反映させてください。
- (6) 個人情報の保護を徹底してください。
- (7) 効率的な運営を行ってください。

(8) 管理運営費の削減に努めてください。

4 指定期間等

(1) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

(2) 協定書の締結

指定管理期間中、本市と指定管理者の間で以下のとおり協定を締結することとします。

ア 協定書

指定管理期間中の施設の管理運営について必要な基本事項及び、年度ごとの委託料等の細目について定めます。

5 法令等の遵守

健康づくりセンターの管理にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守してください。

(1) 地方自治法、地方自治法施行令

(2) 長崎市健康づくりセンター条例、長崎市健康づくりセンター条例施行規則

(3) 公衆浴場法、長崎市公衆浴場法施行条例

(4) 労働基準法、労働安全衛生法

(5) 個人情報保護に関する法律、長崎市個人情報保護条例

(6) 消防法

(7) 水道法

(8) 電気事業法

(9) その他、業務を遂行する上で、関連する法令等がある場合は、それらを遵守してください。

※ 指定期間中に前各号に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

6 従業員の配置等

(1) 職員配置（指定管理委託料積算上の配置）

正規職員3名（センター長1名、主任2名）、パート職員6名

※参照 資料3「職員配置状況」

(2) 職員配置は上記を基本としますが、利用者サービス及び利用者の安全性を低下させないという条件の下、経費節減ができる効率的な従業員配置についての提案を事業計画書（様式3）に記載し、管理運営費積算表（任意様式）にも記載してください。

(3) 総括責任者を1名配置してください。

(4) 業務ごとに必要な知識及び経験を有する者を配置し、指揮命令が統一できるようにしてください。また、専門的な資格、技術等を要する業務については、必ず当該資格者等を配置してください。

(5) 従業員の勤務形態は、労働基準法を遵守し、健康づくりセンターの運営に支障がないように定めてください。

(6) 従業員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施してください。

7 指定管理者が行う業務の範囲

※参照 資料4「職員業務内容」

(1) 施設の運営に関する業務

ア 施設の受付、案内に関すること。

(ア) 受付業務については、適切かつ丁寧に対応してください。

(イ) 施設に対する問い合わせについては、健康づくりセンターの概要等の基本情報を把握し、適切に対応してください。

(ウ) 施設への苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応してください。

イ 利用の許可（取り消しを含む）に関する業務

(ア) 健康づくりセンター条例第5条第1項に基づく利用の申請をしようとする者がある場合は、その内容が同条第2項各号のいずれかに該当しないことを確認し、利用を許可してください。

(イ) 上記の利用の許可を受けた者が健康づくりセンター条例第10条（利用の許可の取消し等）第1項各号に該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができます。

ウ 施設の利用料金等の収受に関する業務

(ア) 施設等の利用料金、公衆電話使用料、自動販売機設置に係る電気料負担金及び長崎市三和地区老人デイサービスセンターを運営する長崎市社会福祉協議会（以下「社協」という。）からの施設管理等負担金は、指定管理者の収入とします。

① 公衆電話 ピンク電話 1台

② 自動販売機電気料負担金

現在、次の団体に長崎市が自動販売機4台の設置を許可しており、自動販売機の電気料については、市、指定管理者及び設置事業者の3者で覚書を締結し、電気料負担金を指定管理者が徴収することとなります。

長崎市身体障害者福祉協会 3台

長崎市ひとり親家庭福祉会 1台

③ 社協

資料1「施設概要」のとおり、健康づくりセンターの建物のうち、1階及び2階の一部については、市が、主に老人デイサービスセンターの運営を目的として、社協へ施設貸付を行っていますが、建物全体にかかる保守点検業務委託等については、指定管理者において行っていたこととなります。

そのため、これらの費用については、社協が指定管理者へ面積按分等により算出した負担金を納めることとなります。この内容については、別途覚書を締結し、定めることとなります。

※参照 資料5「長崎市健康づくりセンターにかかる光熱水費等の負担に関する覚書」

(イ) 利用料金の額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとなります。

この場合は、条例等に定める基準額を上限とし、指定管理者が定める金額について、長崎市の承認を得て決定するものとします。

(ウ) 指定管理者は、あらかじめ長崎市の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減免することができます。

(エ) 施設利用料、物品販売の受付及び料金収納は自動券売機で行います。なお、自動券売機の釣り銭は必要に応じて準備し、利用者の便宜を図ってください。

(オ) 発行済回数券の取扱い

令和 6 年度までに発行済の回数券は、令和 7 年度以降も使用できるものとしますが、令和 7 年 4 月以降に利用する分の利用料金は、次期指定管理者の収入とします。

(参考) 回数券販売状況 (令和 5 年度実績)

区分		単価	販売数	金額
浴場	一般	円 3,100	枚 1,016	円 3,149,600
	高齢者・障害者	1,500	2,838	4,257,000
	子ども	1,500	30	45,000
	障害者(子ども)	800	0	0
健康増進室	一般	2,000	144	288,000
	高齢者・障害者	1,000	190	190,000
浴場 + 健康増進室	一般	4,100	41	168,100
	高齢者・障害者	2,000	214	428,000
リラクゼーションカプセル	一般	3,100	16	49,600
	高齢者・障害者	1,500	11	16,500
合 計				8,591,800

※指定管理開始後は、回数券の発行状況、利用状況を詳細に把握し、次の指定管理者へ確実に引継ぎを行ってください。

エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務

備品の貸出し終了後は、定めた場所への収納を確認してください。

オ 施設の利用実績の記録・集計に関する業務

施設の利用実績については、市が指示する内容において、漏れ、誤りの無いよう正確に記録・集計し、市へ報告を行ってください。

カ その他運営に必要な業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

ア 施設及び設備の保守点検に関する業務

健康づくりセンターの適正な運営のため、施設及び設備の保守点検を行ってください。市が実施してい

た内容と相違する内容とする場合は、理由・根拠を示し、市と協議を行ってください。

※ 参照 別紙「保守点検等仕様書」

イ 衛生管理業務

浴場等は循環式となっています。レジオネラ菌等の発生を抑えるため、関係法令、国の指導内容等を熟知し、衛生面での管理を徹底して下さい。

ウ 施設及び設備の修繕に関する業務

利用者の安全の確保を図るため、緊急性があり、1件50万円未満のものは委託料の範囲内において速やかに行ってください。

なお、修繕を実施するにあたっては長崎市契約規則に準じた取扱いで行ってください。

エ 施設の清掃に関する業務

建物内外の清掃を十分に行うとともに、定期的に除草するなど、施設全体の美化に努めてください。

オ 施設の警備に関する業務

(ア) 夜間及び休館日は機械警備による安全管理を行ってください。

(イ) 開館時間中は、定期的に巡回するなど、来場者の安全に配慮し、事故防止に努めてください。

(ウ) 事故が発生した場合は被害者の救済、保護などの応急措置に講じるほか、状況に応じて速やかに関係機関に連絡を取り対処してください。

カ 備品類の管理・調達

(ア) 指定管理者は、長崎市の所有する備品等については、「長崎市会計規則」に定める備品台帳等を備えてその保管に係る備品等を整理し、購入については市が購入し、廃棄等については長崎市と協議するとともに、異動について定期的に長崎市へ報告してください。

(イ) 指定管理者は、長崎市が貸与する備品等において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、自己の費用により購入又は調達してください。

キ 消耗品の管理・調達

運営上必要な消耗品については、必要に応じて購入してください。

なお、浴場には、洗い場ごとに、シャンプー、リンス及びボディソープを備え付け、必要に応じて補充してください。

ク 音楽放送

現在、2階交流ゾーン部分において、有線放送により、利用時間中音楽放送を行っています。同様の放送は、継続して行ってください。

ケ その他必要な維持管理業務

(3) 健康増進室における事故防止対策

ア 初めての利用者に対して、「利用上の注意」及び「器具の使用方法」について講習を行うこととし、「利用上の注意」とは、次に掲げる事項を口頭にて説明してください。

- ・利用の際は運動靴を着用すること。
- ・器具の操作マニュアル・注意書き等を確認し、適切な利用を行うこと。

- ・器具の操作方法が分からない場合は受付に尋ねること。
- ・器具使用后、器具や床等に付着した汗などは拭きとること。（タオル等を設置）
- ・器具に破損個所があった場合はセンター職員へ知らせること。
- ・貴重品、手荷物はロッカーに入れ施錠すること。 など

「器具の使用方法」の講習とは、それぞれの器具について使用方法の説明を行うことをいう。

- イ 講習修了者名簿の作成を行うこと。
- ウ 健康増進室の巡回を少なくとも 1 時間ごとに行い、とくに初めての利用者に対しては声かけを行うこと。
- エ 設置している運動器具については、毎日始業前及び開館中 2 時間ごとに点検を行うこととし、その操作方法や点検すべき内容については器具のメーカー（販売会社）と連絡を密にして確認を行うこと。
- オ 職員採用時及び定期的に職員に対して器具の取扱いについての研修を実施すること。

(4) その他の業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書及び収支決算書の作成
- ウ 施設的环境マネジメントシステムの運用における必要な記録の報告
- エ 職員研修等
 - (ア) 施設利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。
 - (イ) 従事する職員は施設職員と分かるように名札の着用等を行うこと。
 - (ウ) 職員には施設の管理に必要な接遇や事務等の知識と技術の習得に係る研修を定期的に実施すること。研修を実施した場合は、日時、内容及び参加者等を記録し、業務報告書に添付すること。
 - (エ) 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。
 - (オ) 事故が生じた場合は速やかに長崎市に報告すること。
 - (カ) 個人情報の保護について、長崎市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。
- オ 利用者からの苦情への対応

8 施設の修繕

(1) 長崎市が行う修繕

計画修繕及び(2)で定める指定管理者が行う修繕以外の修繕及び長崎市が委託料に含めて支払う 1,500 千円の修繕料を超える修繕については、長崎市が行います。

(2) 指定管理者が行う修繕

空調機、ボイラー、消防設備などの付属設備や備品の故障、雨漏りなど施設運営において緊急を要する修繕で 1 件当たりの金額が 50 万円未満の修繕については、責任分担表に示すとおり長崎市が委託料に含めて支払う 1,500 千円（1 年あたり）の修繕料の範囲内で指定管理者において対応するものとします。

(3) 修繕の執行

修繕の執行（業者選定、見積徴取、契約等を含む。）は長崎市契約規則（昭和 39 年規則第 26 号）に準じて行うようにしてください。

(4) 修繕費の精算

指定管理者は、修繕料に係る委託料について、支出の内訳を明らかにした精算書を作成し、長崎市が指定する日までに長崎市に提出するものとします。

なお、精算した結果、残金が生じたときは、長崎市が指定する日までに長崎市に残金を返還しなければなりません。

9 業務報告

(1) 指定管理者は、管理運営業務の利用状況・実施状況等を記載した業務日報を作成し、長崎市が指定する期間保管し、求めがあったときは提出してください。

(2) 毎月、業務日誌に基づいて業務報告書を作成し、翌月 10 日までに長崎市に報告してください（様式は別途定める。）。

10 モニタリング

(1) 実施方法

ア 施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったか厳正に評価し検証する観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について長崎市に報告するものとします。

イ 担当職員による現地調査

担当職員が、直接施設に行き、管理運営の状況を調査することとします。

ウ 指定管理者による自己評価

指定管理者は、業務についての日報や月報等を作成することにより事業計画との整合が取れているか等の自己評価を行い、事業計画との剥離がある場合は、早期に原因究明を行い、対策を講じることとします。

エ その他

長崎市は、指定管理者の管理運営状況を把握するため、必要に応じた監視・指導を行うものとします。

11 経費等

(1) 修繕費の執行

修繕費は、年度末の実績報告を受け、精算するものとします。

(2) 事業報告

会計年度終了後、1か月以内に事業の報告を行ってください。

(3) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行ってください。

(4) 立入検査について

長崎市は、必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととします。

1.2 指定管理者の賠償責任

指定管理者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し長崎市又は第三者に損害を与えたときは、民法第709条の規定により、その損害を賠償していただきます。また、国家賠償法第1条又は第2条の規定により長崎市が第三者に当該損害を賠償したときは、長崎市から求償権を行使されることがあります。

1.3 施設の目的外使用許可

建物、敷地のうち、社協へ貸付ける部分以外に、目的外使用許可を行っている箇所があります。

1.4 業務実施上の注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないでください。
- (2) 施設の管理運営に係る各種規程・要綱等がない場合は、長崎市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施してください。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、長崎市と協議を行ってください。
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき、防火管理者を定め、消防計画を策定するものとします。
- (5) 当施設には灯油貯蔵施設がありますので危険物取扱者（乙種4類）の資格取得者を配置してください。
- (6) 市民の利便に資するため、利用時間、休館日の変更が必要であると市長が認めるときは、指定管理者は、その変更に伴い必要とされる業務を行ってください。
- (7) その他、仕様書に記載のない事項については、長崎市と協議を行ってください。
- (8) 指定期間中、年度ごとの予算については、長崎市の財政の状況等により金額が変更となる場合があります。

15 協議

この仕様書に規定するもののほか指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、長崎市と協議し決定します。

(業務仕様書別紙)

保守点検等業務仕様書

番号	項目	ページ
1	警備業務仕様書	14
2	自家用電気工作物保安管理業務仕様書	15
3	害虫防除業務仕様書	16
4	温水ヒーター点検整備保守業務仕様書	17
5	光明石循環ろ過装置保守点検業務仕様書	18
6	エレベーター保守点検業務仕様書	19~30
7	消防用設備保守点検業務仕様書	31
8	自動券売機保守管理業務仕様書	32
9	清掃業務仕様書	33
10	自動ドア保守管理業務仕様書	34
11	空調機保守点検業務仕様書	35
12	浴場循環ろ過装置ろ材等交換業務仕様書	36
13	厨房衛生害虫防除・消毒業務仕様書	37
14	貯水槽清掃等仕様書	38~40
15	灯油地下貯蔵タンク等定期点検業務仕様書	41
16	ろ過循環設備配管洗浄業務仕様書	42~43
17	防火対象物定期点検業務仕様書	44
18	防火設備点検検査業務仕様書	45
19	運動機器点検業務仕様書	46
20	非常用自家発電設備負荷試験点検業務仕様書	47

1 警備業務仕様書

- 1 業務名 長崎市健康づくりセンター警備業務
- 2 履行場所 長崎市布巻町 67-1
- 3 業務対象 長崎市健康づくりセンター
鉄筋コンクリート造 3 階建 延べ面積 3,542.03 m²
(1 階 962.99 m² 2 階 1,587.74 m² 3 階 991.30 m²)
- 4 警備方法 (1) 機械警備方式とする。
(2) 設置場所ごとに熱線センサー等を取り付ける。
(3) 警備装置を既設の自動火災報知機に接続し、火災警備を行う。
- 5 警備時間 警備装置セット時から、リセット時まで
(火災については 24 時間とする。)
- 6 各種資機材 警戒棒等、警備上必要と認められるものを使用する。
- 7 鍵の管理 鍵は厳重に取り扱い。使用後は所定の箇所に収納保管すること。
- 8 警備機器 別紙「警備機器明細・系統図」に記載のとおり。
- 9 警備機器の系統 別紙「警備機器明細・系統図」に記載のとおり。
- 10 警備機器の設置及び
警備守備範囲 別紙「警備機器設置図」に記載のとおり。
- 11 警備任務及び緊急時
における措置 (1) 受託者は監視センターに警備員 1 名以上を常駐させ、緊急の場合、現地に速やかに
到着できる体制を整えること。
(2) 警備物件に異常発生を感知したときは、即刻当該施設に急行し、異常事態の確認を
行い、必要に応じて関係部署、緊急連絡先に通報するとともに、後刻書面をもって管理
者へ報告すること。
- 12 警備装置の設置等 (1) 警備装置及びこれに付帯する一切の設備は、受託者がこれを設置し、受託者の所有と
する。
(2) 警備装置の取り付けは、委託者、受託者の両者協議の上決定する。
(3) 契約期間終了後、機器撤去の場合は、受託者は契約解除となった日から 15 日以内
に原形復旧を行う。
(4) 警報装置は、一般電話回線を利用する。
(5) 警備装置は、毎日作動確認等の点検を行い、故障の場合は、受託者の責任で速やか
に修理する。
- 13 損害賠償 受託者の過失による事故について、損害が生じた場合は、受託者は損害賠償の責任を負わ
なければならない。
- 14 緊急出動料金 緊急出動料金は委託費に含む。
- 15 別途、必要な事項については契約時に定める。

2 自家用電気工作物保安管理業務仕様書

- 1 業務名 長崎市健康づくりセンター-自家用電気工作物保安管理業務
- 2 履行場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター内
- 3 業務対象

区分	自家用電気工作物	非常用予備発電装置
受電電力	270 KW	16 KW
受電設備容量	450 KVA	20 KVA
受電電圧	6,600 V	220 V
絶縁常時監視装置	自動	自動

- 4 業務内容
- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事の監督（毎週 1 回以上）及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行う。
 - (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに当該電気工作物の点検、測定試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項その他必要な事項がある場合は、これについて指示又は助言を行う。
 - (3) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置を指導するとともに、事故原因を探求し、再発防止について取るべき措置を支持又は助言し、必要に応じて精密検査を行う。
 - (4) 法令に定める官庁検査に立ち会う。保安規程別表に基づく点検、測定及び試験を行う。
- 5 点検回数
- (1) 通常点検 2 か月に 1 回
 - (2) 定期点検 1 年に 1 回
 - (3) 臨時点検 必要に応じ
- 6 点検内容
- (1) 通常点検
 - ① 運転中の機器の過熱、破損、異音、漏れ電流、負荷の状況の点検を行う。
 - ② 構内を巡視し、路線の状況、分電盤などの点検を行う。
 - (2) 定期点検
 - ① 停電し、高低圧機器及び線路の絶縁抵抗測定、設置抵抗測定、地路継電器、過電流継電器の試験を行う。
 - (3) 臨時点検

当該電気設備に故障、事故などが発生した場合、その原因究明のため行う点検別途、必要な事項については契約時に定める。
- 7 その他

3 害虫防除業務仕様書

- | | |
|--------|------------------------------------------------------|
| 1 業務名 | 長崎市健康づくりセンター害虫防除業務 |
| 2 履行場所 | 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター建物周辺 |
| 3 業務内容 | ムカデの防除（健康づくりセンター周辺への侵入防止薬剤の散布） |
| 4 実施回数 | 年 1 回 |
| 5 使用薬剤 | カルバリル系薬剤（粒状） |
| 6 損害賠償 | 業務遂行上、故意又は過失により委託者に損害を与えた場合は、受託者は損害賠償の責任を負わなければならない。 |

4 温水ヒーター点検整備保守業務仕様書

- 1 業務名 長崎市健康づくりセンター温水ヒーター点検整備保守業務
- 2 履行場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター
- 3 保守物件

機器名	メーカー	型式	基数
温水ヒーター	川重冷熱工業（株）	NP-300MOB2	2基

- 4 業務内容
- (1) 燃焼室すす落し整備
 - (2) オイルバーナー分解点検整備
 - ① イグニッション系統分解点検整備
 - ② オイルギアポンプ分解点検整備
 - ③ 検水タンク整備
 - ④ ノズル及びオイル系統分解点検整備
 - ⑤ バーナーモーターシロココファン整備
 - ⑥ 自動制御点検
 - (3) 室内煙道すす落し整備
 - (4) 断熱材及び消耗品雑材の交換
(断熱材、消耗品の費用は、委託者の負担とする。)
- 5 実施回数 年 2 回
- ※ 実施期日、時間については、委託者と協議のうえ行う。
- 6 点検調整報告書 毎回、点検整備終了後、速やかに点検調整報告書を提出する。

5 光明石循環ろ過装置保守点検業務仕様書

- 1 業務名 長崎市健康づくりセンター光明石循環ろ過装置保守点検業務
- 2 履行場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター
- 3 保守物件 光明石循環ろ過システム装置（下記 4 に示す装置）
- 4 業務内容 (1) 点検・調整

装置名	機器部分	備考
ろ過装置	ろ過ポンプ	
	集毛器	
	電動 5 方弁	
	電動 2 方弁	
活性化タンク装置	手動 5 方弁	
温度制御装置	熱交換機	
	温度調整器	
	温調 3 方弁	
	測温抵抗体	
水位制御装置	水位計	
	電動 2 方弁	
塩素滅菌装置	注入ポンプ	ポンプ消耗品除く
	薬液タンク	通常の補充除く
動力操作盤面	盤面ランプ・スイッチ	
	盤内マグネット・サーマル	
	盤内タイマー	
	盤内リレー	

- 5 費用負担 次に掲げる作業等は、別途受託者負担とする。
- (1) 破損及び消耗した部品の交換、及びろ材、活性炭の交換
- (2) 機器の再塗装
- (3) 性能検査に伴う整備及び手続き
- (4) 受託者の取扱い不良に起因して生じた故障の修理
- (5) 天災・火災により生じた故障の修理
- 6 実施回数 年 2 回
- ※ 実施期日、時間は、委託者と協議のうえ行う。
- 7 点検報告書の提出 毎回、点検終了後、速やかに点検報告書を提出する。

6 エレベーター保守点検業務仕様書

- 1 業務名 長崎市健康づくりセンターエレベーター保守点検業務
 2 履行場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター
 3 保守物件 エレベーター1基 小荷物専用昇降機1基 計2基

区分	エレベーター	小荷物専用昇降機
メーカー・機種	三菱機械室レス式エレベーター	三菱小荷物専用昇降機
	「エレパック」	F200-12m/min-2 停止
	P15-60m/min-3 停止	
積載質量	1,000kg	200kg
速度	60m/min	45m/min
停止箇所	3 箇所	2 箇所
非常装置	①停電時自動着床装置 ②地震時管制運転装置 ③オートアナウンス装置	

※ 遠隔監視装置（リモート点検装置）付

4 業務内容

- (1) 定期点検
 点検内容は「別表Ⅰ」点検内容のとおり
- (2) リモート点検
 電話回線を利用した遠隔操作による点検
 点検内容は「別表Ⅱ」点検内容のとおり
- (3) 異常監視・直接通話
 リモート点検装置からの異常通報に基づく措置
 ①閉じ込め故障 ②使用不能故障 ③着床不良 ④戸開閉不良
 ⑤制御版停電 ⑥制御盤停電 ⑦リモート点検装置停電
 ⑧制御盤関連機器温度以上
- (4) 消耗部品の供給
 消耗部品の適用範囲は、「別表Ⅲ」のとおり
- (5) 品質検査
 設備の総合的な機能を確認する検査の実施
- (6) 緊急時の対応
 緊急事態発生時の、運行状態の確認と適切な措置
- (7) 法令に基づく検査の立ち会い
 建築基準法第 12 条又は労働安全衛生法第 41 条に基づく法定検査の立ち会いを行う

5 実施回数

- (1) 定期点検 月 1 回（年 12 回）
 (2) リモート点検 随時（報告年 2 回）
 (3) 異常監視・直接通話 随時

- | | | |
|---------------|------------------------------------|-----------|
| | (4) 品質検査 | 年 1 回 |
| | (5) 緊急時の対応 | 緊急事態発生の都度 |
| | (6) 法定検査の立ち会い | 検査の都度 |
| 6 費用負担 | 遠隔監視（リモート点検）に必要な機器、電話回線は受託者の負担とする。 | |
| 7 点検・検査報告書の提出 | 毎回、点検・検査終了後、速やかに点検・検査報告書を提出する。 | |

別表 I 三菱昇降機設備 点検内容

箇所	機器名	点検内容	①	② ④	③	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩ ⑪	⑫	⑬
機械室	室内環境	○機械室出入口戸・窓の開閉・施設状態 ○機械室周壁劣化・損傷の有無 ○機械室照明の点灯状態 ○機械室内の整理・清掃状態 ○機械室内の換気状態	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
	制御盤	○制御盤固定状態 ○制御盤扉開閉状態 ○制御盤本体劣化・損傷の有無 ○接触器作動状態 ○各回路絶縁状態 ○その他機器作動状態 ○その他機器劣化・損傷の有無	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
	巻上電動機 巻上機	○巻上機運転状態 ○巻上電動機回転状態 ○電磁ブレーキ作動状態 ○巻上機綱車劣化・損傷の有無 ○巻上機回り各機器取付状態 ○巻上機回り各機器劣化・損傷の有無 ○巻上機油劣化・油漏れの有無 ○巻上電動機絶縁状態	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
	そらせ車	○そらせ車回転状態 ○そらせ車劣化・損傷状態 ○そらせ車取付状態	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
	調速機	○調速機運転状態 ○調速機作動速度 ○調速機回り各スイッチ作動状態 ○調速機取付状態 ○各給油部の給油状態	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
		○エンコーダの固定状態・回転状態	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
	油圧ポンプ	○ポンプモータ回転状態 ○ポンプモータ取付状態 ○ポンプモータ劣化・損傷の有無 ○ポンプモータ絶縁状態 ○プーリー回転状態 ○プーリー取付状態 ○プーリー劣化・損傷の有無 ○Vベルト劣化・損傷の有無 ○Vベルト設定状態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	サイレンサ	○サイレンサ取付状態 ○サイレンサ劣化・損傷の有無 ○油洩れ有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	バルブ	○各バルブ取付状態 ○ロックナット締付状態 ○圧力異常の有無 ○油洩れ有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○

箇所	機器名	点検内容	①	② ④	③	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩ ⑪	⑫	⑬
機械室	ファン ラジエータ	○ラジエータ取付状態 ○ファンの劣化・損傷の有無 ○ファンの固定状態・回転状態 ○温度センサ作動状態 ○油洩れ有無	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
	オイルタンク	○タンク取付状態 ○タンクの劣化・損傷の有無 ○フィルターの劣化・損傷の有無 ○油洩れ有無	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
	その他	○端子箱の取付状態 ○配管・配線の劣化・損傷の有無	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
かごまわり	かご上	○かご上各機器作動状態 ○かご上各機器劣化・損傷の有無 ○かご上各安全スイッチ作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	かご戸まわり	○かごの戸取付状態 ○かごドアハンガー取付・作動状態 ○かごドアハンガー劣化・損傷の有無 ○戸閉連動機構取付・作動状態 ○戸閉連動機構劣化・損傷の有無 ○かごドア制御・駆動機器取付・作動状態 ○かごドア制御・駆動機器劣化・損傷の有無 ○かごドア関連安全装置取付・作動状態 ○かごドア関連安全装置劣化・損傷の有無 ○かご戸と乗場戸連動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	かご上ステーション	○各安全スイッチ取付・作動状態 ○ステーション内各機器作動状態 ○ステーション内各機器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	E型ランディング スイッチ	○スイッチ取付・作動状態 ○スイッチの劣化・損傷の有無 ○カバー取付状態 ○ナイロンガイドの劣化・損傷の有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
	リタイヤリングカム (錠外し装置)	○カムの取付・作動状態 ○カムの劣化・損傷の有無 ○各給油部の給油状態	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	着床装置	○着床リレー作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	非常止め装置	○非常止め装置取付・作動状態 ○非常止め装置劣化・損傷の有無 ○非常止めスイッチ作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ガイドシュー (ガイドローラ)	○ガイドシュー(ガイドローラ)作動状態 ○ガイドシュー(ガイドローラ)劣化・損傷の有無 ○ガイドシュー(ガイドローラ)取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	はかり装置	○スイッチ取付・作動状態 ○はかり装置劣化・損傷の有無	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

箇所	機器名	点検内容	①	② ④	③	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩ ⑪	⑫	⑬	
かごまわり	救出口	○スイッチ取付・作動状態 ○扉開閉状態 ○扉施錠状態	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	吊り車	○綱車劣化・損傷の有無 ○吊り車回転状態	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	その他機器	○かご室ファン取付・作動状態 ○移動ケーブル取付状態 ○かご室組立構成機器取付状態 ○かご室組立構成機器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
昇降路	昇降路	○昇降路周壁の劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	終点スイッチ	○終点スイッチ作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ガイドレール	○レール劣化・損傷の有無 ○レール取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	つり合おもり	○つり合いおもり劣化・損傷状態 ○つり合いおもり組立取付状態 ○ガイドシュー取付・作動状態 ○ガイドシュー損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○
		○吊り車劣化・損傷の有無 ○吊り車回転状態	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	ロープ	○メインロープ劣化・損傷の有無 ○ガバナロープ劣化・損傷の有無 ○メインロープソケット劣化・損傷の有無 ○メインロープ取付状態 ○ガバナロープ取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	つり合ロープ (つり合いチェーン)	○つり合いロープ(チェーン)劣化・損傷状態 ○つり合いロープ(チェーン)取付状態	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	
	調速機	○調速機運転状態 ○調速機作動速度 ○調速機回り各スイッチ作動状態 ○調速機取付状態 ○各給油部の給油状態	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-
	着床装置プレート	○プレート劣化・損傷の有無 ○プレート取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	移動ケーブル	○ケーブル動特性 ○ケーブル劣化・損傷の有無 ○ケーブル取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はかり装置	○スイッチ取付・作動状態 ○はかり装置劣化・損傷の有無	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

箇所	機器名	点検内容	①	②	③	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
				④										
昇降路	乗場戸まわり	<input type="checkbox"/> 乗場戸自閉機能作動状態 <input type="checkbox"/> 乗場戸取付状態 <input type="checkbox"/> 乗場ドアハンガー取付・作動状態 <input type="checkbox"/> 乗場ドアハンガー劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 乗場ドア関連安全装置取付・作動状態 <input type="checkbox"/> 乗場ドア関連安全装置劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 乗場戸とかご戸の連動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	油圧ジャッキ	<input type="checkbox"/> ジャッキ固定状態 <input type="checkbox"/> プランジャ作動状態 <input type="checkbox"/> プランジャ劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> パッキンの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> ガイドシューの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> ガイドシュー作動状態	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	
	巻上電動機 巻上機	<input type="checkbox"/> 巻上機運転状態 <input type="checkbox"/> 巻上電動機回転状態 <input type="checkbox"/> 電磁ブレーキ作動状態 <input type="checkbox"/> 巻上機綱車劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 巻上機回り各機器取付状態 <input type="checkbox"/> 巻上機回り各機器劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 巻上機油劣化・油漏れの有無 <input type="checkbox"/> 巻上電動機絶縁状態	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
	返し車	<input type="checkbox"/> 綱車劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 返し車回転状態	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
	その他機器	<input type="checkbox"/> ケーブル保護網の劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> ロープ振れ止め取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ピット	ピット	<input type="checkbox"/> ピット周壁の劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> ピット漏水の有無・汚損状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	制御盤	<input type="checkbox"/> 制御盤固定状態 <input type="checkbox"/> 制御盤扉開閉状態 <input type="checkbox"/> 制御盤本体劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 接触器作動状態 <input type="checkbox"/> 各回路絶縁状態 <input type="checkbox"/> その他機器作動状態 <input type="checkbox"/> その他機器劣化・損傷の有無	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	巻上電動機 巻上機	<input type="checkbox"/> 巻上機運転状態 <input type="checkbox"/> 巻上電動機回転状態 <input type="checkbox"/> 電磁ブレーキ作動状態 <input type="checkbox"/> 巻上機綱車劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 巻上機回り各機器取付状態 <input type="checkbox"/> 巻上機回り各機器劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 巻上機油劣化・油漏れの有無 <input type="checkbox"/> 巻上電動機絶縁状態	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	調速機	<input type="checkbox"/> 調速機運転状態 <input type="checkbox"/> 調速機作動速度 <input type="checkbox"/> 調速機回り各スイッチ作動状態 <input type="checkbox"/> 調速機取付状態 <input type="checkbox"/> 各給油部の給油状態	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

箇所	機器名	点検内容	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
ピット	緩衝器	○緩衝器劣化・損傷の有無 ○緩衝器台劣化・損傷の有無 ○緩衝器取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	張り車	○張り車劣化・損傷の有無 ○張り車取付・回転状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	冠水検出センサ	○センサ作動状態 ○管制運転動作異常の有無	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	油圧配管	○各配管取付状態 ○各配管劣化・損傷の有無 ○油洩れ有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
	ジャッキ台	○ジャッキ台取付状態 ○ジャッキ台の劣化・損傷の有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
かご室 乗場	かご	○かご運転状態 ○全自動戸開閉状態 ○停電灯点灯状態 ○かご内表示器作動状態 ○かご鉤作動状態 ○かご鉤劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	照明・意匠	○かご室機器損傷・変形の有無 ○各銘板取付・汚損の有無 ○かご室照明点灯状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	かご内操作盤	○かご内操作盤カバー取付状態 ○かご内操作盤各スイッチ作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	外部連絡装置	○外部連絡装置作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	乗場	○全自動戸開閉状態 ○乗場鉤作動状態 ○乗場鉤劣化・損傷の有無 ○乗場表示器作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	制御盤	○制御盤固定状態 ○制御盤扉開閉状態 ○制御盤本体劣化・損傷の有無 ○接触器作動状態 ○各回路絶縁状態 ○その他機器作動状態 ○その他機器劣化・損傷の有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-

【付加装置】

箇所	機器名	点検内容	①	② ④	③	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩ ⑪	⑫	⑬
地震時管制 運転装置 (EER)	全般	○管制運転作動状態 ○気配りアナウンス作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	昇降路内	○地震感知器作動状態 ○地震感知器取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	制御盤内	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
停電時 自動着床装置 (MELD)	全般	○自動着床状態 ○戸開閉状態 ○気配りアナウンス作動状態 ○停電灯点灯状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	制御盤内 かご上ST内	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無 ○各回路絶縁状態 ○MELD用基板取付状態 ○MELD用基板劣化・損傷の有無 ○その他機器取付状態 ○その他機器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	バッテリー	○作動電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
火災時管制 運転装置 (FER)	全般	○管制運転作動状態 ○気配りアナウンス作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	制御盤	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	乗場	○呼び戻しボタン取付状態 ○呼び戻しボタン作動状態 ○呼び戻しボタン劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自家発管制 運転装置 (OEPS)	全般	○管制運転作動状態 ○気配りアナウンス作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	制御盤内	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遮煙ドア	乗場ドア	○気密材取付状態 ○気密材劣化・損傷の有無	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○
マルチビーム ドアセンサ (MBS)	本体	○センサ取付状態 ○ケーブル配線状態 ○基板取付・配線状態 ○作動状態	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○

【付加装置】

箇所	機器名	点検内容	①	② ④	③	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩ ⑪	⑫	⑬
超音波 ドアセンサ (USDS)	本体	○センサ取付状態 ○ケーブル配線状態 ○基板取付・配線状態 ○作動状態	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
音声合成 アナウンス装置 (AAN)	本体	○装置本体取付状態 ○装置本体劣化・損傷の有無 ○スピーカー取付状態 ○作動状態 ○音声・音量の状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車椅子仕様	専用乗場釦	○乗場釦作動状態 ○乗場釦劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	専用操作盤釦	○操作盤カバー取付状態 ○かご釦作動状態 ○かご釦劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	鏡	○鏡固定状態 ○鏡汚れ・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	手すり	○手すり固定状態 ○手すり劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	光電式 ドアセンサ	○光電式ドアセンサ作動状態 ○光電式ドアセンサ関連機器の取付状態 ○光電式ドアセンサ関連機器の劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かご内 ITVカメラ		○カメラ本体取付状態 ○カバー取付状態 ○レンズ汚れ・損傷の有無 ○カバー汚れ・損傷の有無 ○カメラの作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
指紋照合 呼び登録装置 (注1)		○操作部劣化・損傷の有無 ○表示機器点灯状態 ○操作部取付状態 ○処理部及びテンキーの取付状態 ○表示部取付状態	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-	
エレベーター 連動システム (MIS) 〈指紋OPU タイプ〉	IDコントローラ	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○
	指紋OPU (注1)	○ユニットの劣化・損傷の有無 ○ユニットの読み取り状態 ○ユニットの取付状態 ○表示機器点灯状態 ○作動ブザーの鳴動状態	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○
	IOコントローラ (注2)	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○

【付加装置】

箇所	機器名	点検内容	①	② ④	③	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩ ⑪	⑫	⑬
エレベーター 連動システム (MIS) <非接触 カードリーダー タイプ>	IDコントローラ	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○
	非接触 カードリーダー (注3)	○カードリーダーの劣化・損傷の有無 ○カードリーダーの読み取り状態 ○カードリーダーの取付状態 ○表示機器点灯状態 ○作動ブザーの鳴動状態	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○
	IOコントローラ (注2)	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○
空調機	全般	○熱交換器汚損状態 ○フィルター汚損状態 ○吸込・吸出空気温度異常の有無 ○絶縁状態 ○ドレン部汚損状態	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○

(注1) 指紋データの登録・管理(バックアップ、アップロード、しきい値変更等)は、本契約に含まれません。

(注2) 停止階床が15停止以上の場合に適用されます。

(注3) カードデータの登録・管理(バックアップ、アップロード等)は、本契約に含まれません。

別表Ⅱ リモート点検「遠隔機器点検」内容

点検項目		点検内容
制御関連機器	設置環境	機器温度
	巻上機(パワーユニット)	ブレーキ(バルブ)動作状態
	制御盤	接触器動作状態
制御機器動作状態		
かご関連機器	かごの戸	戸の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	かご操作盤	押ボタン動作状態
	照明灯	点灯状態
	外部連絡装置	インターホン電源電圧状態
	停電灯	点灯状態
乗場関連機器	乗場の戸	開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	乗場押ボタン	動作状態
昇降路内関連機器	安全スイッチ	動作状態
運転性能		起動状態
		加速状態
		一定速状態
		減速状態
		着床状態

別表Ⅲ 消耗部品

部品名	適用No.	①	②	③	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	⑬
			④							⑪		
可動・固定コンタクト	(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
制御盤・受電盤内ヒューズ	(注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
制御盤・受電盤内抵抗管	(注3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かごドア装置用Vベルト・ベルト		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
給油器油芯(繊維)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドアシュー(戸の脚)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
照明用ランプ、スターター	(注4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
インジケーター用ランプ	(注4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
操作盤・乗場押ボタン用ランプ	(注4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かご室内停電灯用ランプ	(注4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
点検用オイル、グリス類	(注5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウェス、サンドペーパー		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ビス、ナット、ワッシャー		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
E型ランディングスイッチカム											○	

(注1) リレーによっては、本体工事(工事扱い)となる場合があります。

(注2) NFブレーカは含みません。

(注3) リボン型抵抗管、回生抵抗は含みません。

(注4) ランプ関係には、ネオン管、インテリア照明、その他特殊な発光体は含みません。

(注5) 巻上機ギヤオイル、油圧式エレベーターの作動油及び緩衝器の作動油は含みません。

7 消防用設備保守点検業務仕様書

- 1 業務名 長崎市健康づくりセンター消防用設備保守点検業務
- 2 履行場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター
- 3 保守物件

区分	箇所数
屋内消火栓設備	12
粉末消火設備	19
自動火災報知設備	130
防排煙制御設備	40
ガスもれ警報設備	11
非常警報器具及び設備	10
非常電源（自家発電設備）	1
非常電源（蓄電池設備）	1
誘導灯及び誘導標識	16
避難器具	1

- 4 業務内容 消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく、消防用設備等の点検
点検は、消防設備等点検資格を有する技術者をもってしなければならない。
- 5 点検回数 年 2 回（9 月、3 月）
具体的日時の設定は、事前に委託者と協議する。
- 6 点検報告書の提出 毎回、点検終了後、速やかに点検報告書を提出する。

8 自動券売機保守管理業務仕様書

- 1 業務名 長崎市健康づくりセンター自動券売機保守管理業務
- 2 履行場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター
- 3 保守物件

装置名	メーカー	型式	台数
自動券売機	トヨコム	BT-J210-24A	1台

- 4 業務内容
- (1) 定期点検
- ①各部の清掃、注油 ②目視による外観検査 ③診断、調整、測定、動作試験
- ④摩耗、劣化部品の交換 ⑤運転状況、トラブル発生状況の調査分析
- (2) 緊急修理 不慮の故障に対する現地修復作業
- (3) 部品修理 現地修復不可能な故障部品の持ち帰り修理
- 5 実施回数
- (1) 定期点検 年 2 回
- 日時は、委託者と協議のうえ実施
- (2) 緊急修理 随時対応
- (3) 部品修理 随時対応
- 6 負担区分 修理部品費は、受託者の負担とする。
- 7 点検報告書の提出 毎回、点検終了後、速やかに点検報告書を提出する。

9 清掃業務仕様書

- 1 業務名 長崎市健康づくりセンター清掃業務
- 2 履行場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター
- 3 業務内容

作業項目	材質等	面積
床クリーニング・ワックス	フローリング	700 m ²
床クリーニング・ワックス	塩ビシート	200 m ²
床クリーニング	タイルカーペット	1,400 m ²
窓拭き掃除	窓ガラス・サッシ	550 m ²

- 4 実施回数 年 2 回（1 回目 9 月頃、2 回目 3 月末頃）実施日は協議による。
- 5 施行方法
- (1) 床クリーニングは、乾式又はスチーム方式とする。
- (2) 窓拭きは、外部のみとする。
- (3) 施行は、業務に支障のない日に行うものとし、2 階の一部（交流部門）については火曜日、1 階、2 階の一部、3 階については日曜日に実施するものとする。
- 6 その他 毎回、業務終了後、施行状況写真を添付した報告書を提出する。

10 自動ドア保守管理業務仕様書

- 1 業務名 長崎市健康づくりセンター自動ドア保守管理業務
2 履行場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター
3 保守物件

物件名	台数	内訳
自動扉開閉装置（ナブコ製）	11 台	両引き 5 台、片引き 6 台

- 4 業務内容
- (1) 保守作業
- ① 装置の異常の有無の確認
 - ② 扉の開閉速度及びクッションの調整
 - ③ 各部のビス、ボルト、ナット等の締め直し
 - ④ 機械各部の清掃、注油
- (2) 部品の取り替え
- ①ヒューズ ②ターミナルビス ③潤滑油 ④各種ビス・ボルト・ナット ⑤速度調整弁用
Oリング ⑥クッション弁用 Oリング ⑦逆止弁用 Oリング
- (3) 故障時、緊急時は優先かつ迅速に対応処理を行う。
- 5 実施回数 年 4 回（3 ヶ月に 1 回）
- 6 点検作業報告書の提出 毎回、点検終了後、速やかに点検作業報告書を提出する。

11 空調機保守点検業務仕様書

- 1 業務名 長崎市健康づくりセンター空調機保守点検業務
 2 履行場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター
 3 保守物件

物件名	メーカー	台数
①氷蓄熱ユニット	三菱重工	11
②室外機		12
③室内機		71
④スポットエアコン		2

- 4 業務内容 (1) 保守点検
- ア 冷房切り替え時点検
- ① 氷蓄熱ユニット冷房運転切り替え
 ② 冷媒圧力測定
 ③ 電流、絶縁地測定
 ④ 運転作動チェック
 ⑤ メーカー点検表の項目チェック
 ⑥ フィルター清掃
- イ 暖房切り替え時点検
- ① 氷蓄熱ユニット暖房運転切り替え
 ② 冷媒圧力測定
 ③ 電流、絶縁地測定
 ④ 運転作動チェック
 ⑤ メーカー点検表の項目チェック
 ⑥ フィルター清掃
- (2) 故障時、緊急時は優先かつ迅速に対応処理を行う。
- 5 実施回数 年 2 回 日時については協議する。
- 冷房切り替え時（5 月下旬） 1 回
 暖房切り替え時（11 月上旬） 1 回
- 6 点検作業報告書の提出 毎回、点検終了後、速やかに点検作業報告書を提出する。

12 浴場循環ろ過装置ろ材等交換業務仕様書

- 1 業務目的 浴場循環ろ過装置のろ材を交換することによりレジオネラ属菌等の繁殖を抑え、浴場水を常に清潔に保ち、衛生、安全管理面での強化徹底を図る。
- 2 履行場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター内
- 3 業務内容
 - (1) 循環ろ過装置ろ過タンク内の洗浄およびろ過石を交換する。古いろ材はバキューム車により取り出す。
交換ろ過石は以下のとおり

セラミックろ材 (0.8mm~1.4mm)	575 ℓ
支持床珪石 (大 12mm~20mm)	100 ℓ
支持床珪石 (中 6mm~12mm)	100 ℓ
支持床珪石 (小 3mm~ 6mm)	100 ℓ
 - (2) 循環ろ過装置活性炭タンク内の洗浄及び活性炭を交換する。古い活性炭はバキューム車により取り出す。

活性炭 (大 20mm~30mm)	240kg
活性炭 (中 8mm~12mm)	260kg
 - (3) 循環ろ過装置活性炭タンク内の下記の鉱石を洗浄殺菌し袋に詰め替える。
1袋 20kg
 - (4) 浴場お湯張試運転を行う。
- 4 注意事項
 - (1) 受託者は、自ら業務を行うこととし、本委託を一部又は全部を他の者に再委託することはできない。
 - (2) 本市から業務の依頼があった場合は、速やかに業務を実施すること。
 - (3) 業務に伴い発生する廃材ろ材等は産廃処分としマニフェストを作成すること。
 - (4) 受託者は、本委託作業において、現有設備の機能に影響を与えないよう十分留意すること。
施設を損傷又は汚損した場合、受託者の負担で原形に復旧すること。
- 5 安全管理 作業場所の安全管理は、関係法令等にしがって行うこと。特に下記の事項を遵守すること
 - (1) 第三者に対し事故等を及ぼしてはならない。機械室内部が狭小であるので他の機材に十分注意して作業を行うこと。
 - (2) 槽内部での作業については、関係法令等に基づきそれぞれの作業主任者を選任し、酸欠等の労災事故防止に努めること。
 - (3) 安全を考慮して、作業には 2 名以上であらること。
- 6 緊急時の措置 業務に伴い、災害や事故等の緊急事態が発生した場合は速やかに適切な処置をするとともに、直ちにその経緯を担当職員に知らせ、受託者の責任において処理すること。
- 7 実施回数 5 年に 1 回
- 8 作業報告書の提出 作業終了後、速やかに報告書を提出すること。

13 厨房衛生害虫防除・消毒業務仕様書

- 1 業務名 長崎市健康づくりセンター厨房衛生害虫防除・消毒業務
- 2 履行場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター
厨房 136 m²
- 3 業務内容 (1) 衛生害虫の防除
(2) 消毒作業
- 4 実施回数 月 1 回 (年 12 回)
※ 実施期日、時間については、委託者と協議のうえ行う。
- 5 使用薬剤 使用薬剤及び使用濃度については、人体に危険性がない薬剤、使用濃度とすること。

14 貯水槽清掃等業務仕様書

- 1 目的 健康づくりセンターにおける貯水槽の清掃・消毒及び水質検査に係る業務を行うものである。
- 2 履行場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター
- 3 業務内容 貯水槽清掃（SUS 角型 二槽式 24 t）及び水質検査
別紙「貯水槽清掃等業務内容」によるものとし、点検等の結果について施設管理担当者に書面により報告するものとする。
- 4 提出書類 (1) 契約締結後、業務の実施に先立ち提出するもの
 - ① 作業計画書（工程表）
 - ② 業務責任者（有資格者）及び作業員名簿
 - ③ 使用薬剤名簿(2) 業務終了後、次に掲げる書類を提出し、検査を受けるものとする。
 - ① 作業報告書（点検結果、受注者検査結果等）
 - ② 作業写真
 - ③ 水質検査結果表
 - ④ 業務完了通知書
- 5 関係法規 本業務の実施にあたっては、「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「長崎市小規模貯水槽水道等の維持管理に関する要綱」等関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行に努めるものとする。
- 6 支払方法 点検がすべて完了し、業務完了検査後支払うものとする。
- 7 その他事項 (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
(2) 業務の実施に必要な施設の電気、水道等の使用に係る費用は発注者が負担する。
(3) 業務の実施に伴い発生した廃棄物・廃液の処理費用は受注者の負担とする。

用語の定義

- 1 「貯水槽」とは、建築物の飲料水給水において、水道水を受水して貯留するための受水槽及び受水槽に貯水した水を揚水して貯留し、給水するための高架（高置）水槽をいう。
- 2 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防する作業をいう。
- 3 「点検」とは、貯水槽の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査し、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- 4 「受注者検査」とは、清掃終了後、貯水槽末端における水について、受注者が色度、濁度、臭気、味、残留塩素の測定を行う検査をいう。
- 5 「水質検査」とは、清掃終に行う貯水槽の水張り終了後、給水栓における水について、受注者が外部水質検査機関へ検体持ち込みを行う検査をいう。

貯水槽清掃等業務内容

- 1 一般事項
 - (1) 作業は、健康状態の良好なものが行うものとする。
 - (2) 作業衣及び仕様器具は貯水槽の掃除専用のものである。また、作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようにする。
 - (3) ガスが充満している可能性があるため、ガス検知メーター等でチェックし、二人以上で作業を行い、貯水槽内の照明及び換気等に注意して事故防止を図る。
 - (4) 高架（高置）水槽がある場合は、当該清掃は受水槽の清掃と同一の日に行うものとする。
 - (5) 高所作業にあたっては、ヘルメットや必要に応じて安全帯を使用するものとする。
 - (6) 荒天の場合は、安全面、衛生面を考慮し、状況に応じて作業を中止・延期するものとする。
 - (7) 市民の安全には十分配慮し、現場を離れる場合は、点検口やフェンスの施錠を行うものとする。
- 2 清掃作業
 - (1) 高架水槽がある場合には、当該清掃は受水タンクの清掃を行った後に行うものとする。
 - (2) 貯水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は貯水槽の材質に応じ、適切な方法で行うものとする。
 - (3) 洗浄に用いた水は、完全に貯水槽外に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うものとする。
 - (4) 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。
- 3 消毒
 - (1) 清掃終了後、塩素剤を用いて 2 回以上貯水槽内の消毒を行うものとする。
 - (2) 消毒剤は、有効塩素 50～100mg/ℓ の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同様以上の消毒能力を有する塩素剤を用いるものとする。
 - (3) 消毒は貯水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を利用し高圧洗浄機等で噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行うものとする。
 - (4) 消毒に用いた排水は、完全に貯水槽外に排除する。
 - (5) 消毒終了後は、貯水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じるものとする。
- 4 水の注入
消毒後の水洗い及び貯水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行うものとする。
- 5 廃棄物の処理
清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理すること。
- 6 検査
貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽における水について、一般細菌等のほか、水の色、濁り、臭い及び味について異常がないか受注者検査及び水質検査を行うものとする。
なお、末端給水栓における水の遊離残留塩素濃度を 0.2mg/ℓ（結合残留塩素濃度にあっては 1.5mg/ℓ）以上とすること。
- 7 点検作業
 - (1) 基礎・固定部
 - ① 亀裂・沈下等の有無を点検する。
 - ② 固定金属の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。
 - ③ 架台のさび、腐食等の有無を点検する。
 - ④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検する。
 - ⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等を点検する。

(2) 外観状況

- ① 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。
- ② 接合金属及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検する。
- ③ 内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。
- ④ マンホールの密閉状況及び施錠の良否を点検する。

(3) 付属装置

- ① ボールタップ及び定水位弁
 - (ア) 浸水、変形、損傷等の劣化の有無を点検する。
 - (イ) 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを点検する。
- ② 水面制御及び警報装置
 - (ア) 汚れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。
 - (イ) 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。
 - (ウ) 作動の良否を確認する。

(4) 配管

- ① 変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。
- ② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。

15 灯油地下貯蔵タンク等定期点検業務仕様書

- | | | |
|-----------------|------------------------------------|----|
| 1 目的 | 消防法 14 条の 3 の 2 による地下タンク、地下配管の定期点検 | |
| 2 履行場所 | 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター内 | |
| 3 点検対象物 | 灯油用地下貯蔵タンク 1,900 ℓ | |
| 4 検査内容 | ① 地下タンク気相部及び埋設配管微加圧検査 | 一式 |
| | ② 地下タンク液相部聴音検査 | 一式 |
| 5 実施後報告書を提出すること | | |

16 ろ過循環設備配管洗浄業務仕様書

- 1 業務目的 厚生労働省健康局生活衛生課長平成 13 年 9 月 11 日付健衛発第 95 号「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」に基づき長崎市健康づくりセンターろ過循環設備の循環配管内のバイオフィルムの除去（洗浄）を行うことによりレジオネラ属菌等の繁殖を抑え、浴場水等を常に清潔に保ち、衛生、安全管理面での強化徹底を図る。
- 2 業務場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター内
- 3 業務内容 以下の設備の循環配管の洗浄を行う。
- ・光明石温泉ろ過循環設備
 - ・水浴用ろ過循環設備

4 設備内容

設備	浴 場		配 管		ろ 過 機		合計水量 (m ³)
	根拠	水量(m ³)	根拠	水量(m ³)	根拠	水量(m ³)	
光明石温泉ろ過循環設備	男18.5㎡×0.15m=2.775 女18.2㎡×0.15m=2.73 浴槽の水位を15cmにする	5.51	φ100 L=62m (0.05*0.05*3.14)*62 =0.4867	0.49	①温泉システム直径1.1m 高さ1.3m 0.55*0.55*3.14*1.3= 1.234805 ②ろ過システム直径1.0m 高さ1.3m 0.5*0.5*3.14*1.3=1.0205	2.26	8.26
水浴用ろ過循環設備	男女共 1.1m×1.31m ×0.15m×2槽=0.4323 浴槽の水位を15cmにする	0.44	φ50 L=186m 0.025*0.025*3.14*186 =0.365025	0.37	0.16㎡×0.58m=0.0928	0.1	0.91
特浴用ろ過循環設備	1.91m×2.685m ×0.15m=0.7692525 浴槽の水位を15cmにする	0.77	φ40 L=157m 0.02*0.02*3.14*157 =0.197192	0.2	0.16㎡×0.58m=0.0928	0.1	1.07

- 5 注意事項
- (1) 受託者は自ら業務を行うこととし、本委託を一部又は全部を他の者に再委託することはできない。
 - (2) 本市から業務の依頼があった場合は、速やかに業務を実施すること。
 - (3) 受託者は、本委託作業において、現有設備の機能に影響を与えないよう十分留意すること。
(特に逆洗については十分に行うこと。また、光明石温泉システムについては鉍物に影響が出ないか十分注意、検討し洗浄を行うこと。)
 - (4) 施設設備を損傷又は汚損した場合、受託者の負担で原形に復旧しなければならない。
- 6 安全管理等
- 作業場所の安全管理は、関係法令等にしがって行うこと。特に下記の事項を守らなければならない。
- (1) 第三者に対し事故等を及ぼしてはならない。機械室内部が狭小であるので他の機材に十分注意して作業を行うこと。
 - (2) 槽内部での作業については、関係法令等に基づきそれぞれの作業主任者を選任し酸欠等の労災事故防止に努めること。

- (3) 安全を考慮して、作業には2名以上であたること。
- 7 緊急時における措置 業務に伴い、災害や事故等の緊急事態が発生した場合は速やかに適切な処置をとるとともに直ちにその経緯を担当職員に知らせ、受託者の責任において処理すること。
- 8 提出書類 本作業に関する書類は、次のとおりとする。
作業報告書 1部
- 9 その他
- ・本業務の受託者は、業務遂行において健康づくりセンター担当職員と緊密に連絡をとり、担当者から指示があった場合は指示に従うこと。
 - ・本業務に必要な書類（図面等）は、貸与する。

17 防火対象物定期点検業務仕様書

長崎市健康づくりセンターにおける防火対象物定期点検業務に係る仕様は、次のとおりとする。

- 1 一般的事項
- (1) 本業務は、消防法第 8 条の 2 の 2（防火対象物の点検及び報告）に規定する防火対象物点検を目的としており、本仕様書に明記されていない事項であっても上記目的達成に必要な細部の事項については、甲の指定した職員と協議のうえ実施するものとする。
 - (2) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、具体的な事項については、関係法令に定める技術基準等を励行する義務を負うものとする。
 - (3) 点検の実施時期及び細部の事項にあたっては、甲の指定する職員とあらかじめ打ち合わせを行い、甲の業務等に支障ないよう留意しなければならない。

2 点検業務

(1) 点検業務の対象施設

	用途	床面積	点検する部分の床面積
1 階	事務所・会議室・厨房・機械室	962.99 m ²	962.99 m ²
2 階	浴場・デイサービス・健康増進室	1,587.74 m ²	1,587.74 m ²
3 階	事務室・研修室・調理実習室	991.30 m ²	91.30 m ²
合計		3,542.03 m ²	3,542.03 m ²

(2) 点検内容

消防法及び同法施行規則第 4 条の 2 の 6 に定める点検基準に適合しているかについて、関係法令に基づき点検を実施するものとする。

3 報告書の提出

消防法施行規則第 4 条の 2 第 3 項の規定による様式（防火対象物点検結果報告書及び防火対象物点検票等）により、正副 2 部を製本し、甲の指定する職員に業務完了後、遅滞なく提出するものとする。

4 その他

- (1) 事故等の緊急事態が発生したときは、甲の指定する職員に至急報告するとともに、直ちに適切な処置を講ずるものとする。
- (2) 点検業務中に発見した不具合については、その都度、速やかに甲の指定する職員に連絡するとともに、報告書を提出しなければならない。
- (3) その他本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

18 防火設備点検検査業務仕様書

長崎市健康づくりセンターにおける防火設備点検検査業務に係る仕様は、次のとおりとする。

- 1 一般的事項
 - (1) 本業務は、建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づく防火設備の点検を目的としており、本仕様書に明記されていない事項であっても上記目的達成に必要な細部の事項については、甲の指定した職員と協議のうえ実施するものとする。
 - (2) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、具体的な事項については、関係法令に定める技術基準等を励行する義務を負うものとする。
 - (3) 点検の実施時期及び細部の事項にあたっては、甲の指定する職員とあらかじめ打ち合わせを行い、甲の業務等に支障ないよう留意しなければならない。
- 2 点検業務
 - (1) 検査員
防火設備定期検査資格者、1 級建築士、2 級建築士のいずれかであること。
 - (2) 点検業務の対象設備

防火シャッター（手動式）	6 台
防火扉（両開き）	1 台
防火扉（片開き）	4 台
 - (3) 点検内容
それぞれの防火設備の作動状態を確認すると同時に、建築基準法第 112 条で規定される防火区画の確保の点検を実施するものとする。
- 3 報告書の提出
検査報告書は、長崎市建築指導課への提出は不要であるが、南総合事務所地域福祉課へ 1 部を提出すること。
- 4 その他
 - (1) 事故等の緊急事態が発生したときは、甲の指定する職員に至急報告するとともに、直ちに適切な処置を講ずるものとする。
 - (2) 点検業務中に発見した不具合については、その都度、速やかに甲の指定する職員に連絡するとともに、報告書を提出しなければならない。
 - (3) その他本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

19 運動機器点検業務仕様書

長崎市健康づくりセンターにおける運動機器点検業務に係る仕様は、次のとおりとする。

- 1 目的 健康づくりセンターにおける運動機器の点検に係る業務を行うものである。
- 2 履行場所 長崎市布巻町 67-1 長崎市健康づくりセンター
- 3 保守点検対象機器

品名	規格	数量	単位
コードレスバイク	セノー V60 BG7310	1	台
	セノー V67i BG8720	3	台
ランニングマシン	東京体育機器 TD-6023	2	台
	セノー BG2550	2	台
フライ	セノー BB4722	1	台
シーテッド・レッグカール	セノー BB4522	1	台
クランチ	セノー BB4822	1	台
ロータリートルソー	セノー BM1410	1	台
ボディーストレッチャー	東京体育機器 TO-500	1	台
TT 式ベルトバイブレーター	東京体育機器 TO-520	2	台

- 4 業務内容 (1) 点検内容
- ①動作確認
 - ②電気系統異常の有無確認
 - ③ネジ・ボルト（接続部）の確認及び増締め
 - ④可動部への清掃及び注油
 - ⑤モーター部の清掃
 - ⑥ベルト等の調整
 - ⑦サドル、シート、カバーの状態確認
 - ⑧その他、機器が安全かつ円滑に使用できるための点検
- (2) 本業務には人件費及びメーカー出張費を含むものとする。
- (3) 本業務には部品等の交換など修繕費は含まないものとする。
- 5 実施回数 年 1 回
- 6 報告書の提出 毎回、点検終了後、遅滞なく点検結果報告書を提出するものとする。

20 非常用自家発電設備負荷試験点検業務仕様書

長崎市健康づくりセンターにおける非常用自家発電設備負荷試験点検業務に係る仕様は、次のとおりとする。

- 1 一般的事項
 - (1) 本業務は、消防法の規定に基づく非常用自家発電設備の点検を目的としており、本仕様書に明記されていない事項であっても上記目的達成に必要な細部の事項については甲の指定した職員と協議のうえ実施するものとする。
 - (2) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、具体的な事項については、関係法令に定める技術基準等を励行する義務を負うものとする。
 - (3) 点検の実施時期及び細部の事項にあたっては、甲の指定する職員とあらかじめ打ち合わせを行い、甲の業務等に支障ないよう留意しなければならない。
- 2 点検業務
 - (1) 検査員
電気主任技術者であること。
 - (2) 点検業務の対象設備
 - ・屋内消火栓ポンプ
 - ・排煙機（建築基準法設備）
 - ・揚水ポンプ・給湯ポンプ
 - ・パソコンサーバー
 - ・その他の負荷設備
 - (3) 点検方法
 - ・疑似負荷試験装置、実負荷等により、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。
 - (4) 点検内容
 - ・運転中に漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であることを確認する。
 - ・運転中の煙突から吐き出される排気色が極端な黒色、白色でないことを確認する。
 - ・運転中に原動機排気出口より、消音機を経て建物等の外側に至るまでの排気系統に排気ガスの漏れのないことを確認する。
- 3 報告書の提出
点検終了後、遅滞なく点検結果報告書を提出するものとする。
- 4 その他
 - (1) 事故等の緊急事態が発生したときは、甲の指定する職員に至急報告するとともに、直ちに適切な処置を講ずるものとする。
 - (2) 点検業務中に発見した不具合については、その都度、速やかに甲の指定する職員に連絡するとともに、報告書を提出しなければならない。
 - (3) その他本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。